

## 平成30年度 青少年愛護審議会第1回愛護部会 議事概要

開催日時：平成30年8月24日（金）14：00～16：00

開催場所：兵庫県庁3号館7階 第7委員会室

出席委員：8名出席

小林会長、野々山部会長

魚住委員、小石委員、佐々木委員、中島委員、能島委員、矢橋委員

### ○開会あいさつ（兵庫県女性生活部長 松森章子）

平素から本県の青少年健全育成の取組に格別のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

昨年、審議会でご審議いただいた青少年愛護条例の改正については、12月の県議会で可決され、12月15日に公布した。条例改正の3つのポイントのうち、青少年が使用する携帯電話のフィルタリングに関する規制強化については本年2月に施行し、販売店で契約時にフィルタリングの機能をオンにする措置を原則義務化した。2つ目の、児童ポルノ自画撮り勧誘行為の禁止については4月に施行し、キャンペーン等を展開するなどして周知に努めているところである。そして、3つ目のJKビジネスに対する規制については、10月1日の施行を予定しており、規制対象とする営業の詳細を青少年愛護条例施行規則で定めることとなっている。

本日の審議会では、この規則の改正案についてお諮りをしたいと考えている。委員の皆様方におかれてはそれぞれご専門の立場からご意見をいただきたいと考えているので、よろしく願います。

### ○定足数について（事務局）

青少年愛護審議会については、19名の方々が知事から委員に委嘱されており、そのうち、愛護部会の委員には9名の方々が会長より氏名されている。

本日会長、部会長及び6名の委員の方々にご出席をいただいております。兵庫県青少年愛護審議会規則第7条第2項に定める定足数である過半数に達しており成立していることをご報告申し上げます。

### ○議事(1) 有害興行指定について（報告）

（事務局）資料に基づき、報告

前回の審議会以降、平成29年11月7日から平成30年7月31日までに指定の46本の興行について報告

（委員）承認する。

## ○議事(2) 青少年愛護条例施行規則の改正について

### ①県内の有害役務営業実態調査結果について（報告）

（事務局）

J Kビジネスとは、女子高校生をJ Kと略して商品化し、青少年の性を売り物にする営業をいい、表向きはマッサージや飲食サービス、観光案内など健全な営業を装いながら裏側で営業者が従業者に風俗店さながらの性的サービスを提供させたり、客がわいせつな行為を働くなど青少年の性被害の温床となっている。

昨年12月に改正した青少年愛護条例では、J Kビジネスを青少年が関わるものが相応しくない有害役務営業と規定し、営業者に対して青少年を客に接する業務に従事させること、営業所や受付所に客として立入らせること等を禁止すると共に、従業者名簿の備付けや青少年立入禁止の掲示等を義務付け、10月1日に施行することとなっている。

規制対象とする営業について、条例では4つの形態に分類している、まずは、従業者が客の身体に接触する営業でリフレと称されるものである。マッサージや添い寝、肩もみ、耳かき等があり、客に従業者の身体に接触させる営業も確認されている。2つ目は鑑賞型と呼ばれるもので、従業者の姿態をマジックミラー越しに鑑賞させる見学や、従業者が折り紙などの作業をする姿を鑑賞させる作業所、従業者の姿態をカメラなどで撮影させる撮影といった営業がある。3つ目は接待同伴型と呼ばれるもので、客が従業者と会話やゲームを楽しむコミュ、デートや観光案内を謳った散歩といった営業がある。4つ目は飲食遊興型と呼ばれるもので、カウンターやテーブル席で従業者との会話を楽しむ喫茶といったものや、下着や水着姿の従業者がパフォーマンス付きで注文を受けたりするガールズ居酒屋、カウンター越しに接客し酒類を提供するガールズバーといったものがある。

改正条例では、これらの営業形態のうち、接触型、鑑賞型、接待同伴型については個室で従業者と客が1対1になったり、従業者に卑猥なポーズを取らせるなど有害性の高いものであるため、従業者の衣服等に関わらず規制対象としている。

飲食遊興型については、全てを規制対象とした場合、通常の飲食店との区別が困難であり、過度の規制となりかねないことから、従業者の衣服や広告宣伝等に用いる文字等に着目して、従業者に性的感情を刺激するような衣服を着用させたり、青少年がサービスをすることを連想させるといった有害性の高いものに限定して規制することとし、詳細は県内の営業実態を踏まえたうえで施行規則で定めることとしている。

施行規則の制定に先立ち、県内の有害役務営業の実態調査を行った結果について説明させていただく。調査は、県内の有害役務営業に該当する全ての店舗を対象に今年の1月から5月にかけて実施した。昨年10月の時点で把握していた124店舗と調査期間中に新たに把握した40店舗の併せて164店舗を調査員が訪問し、看板や出入口等の店の外観や従業者の服装、接客方法等店内の状況を目視で確認すると共に、営業者や従業者から口頭での聞き取り等を実施した。

店舗型の営業については、事前に把握していた124店舗中55店舗の営業を確認したが、残

りの69店舗については営業が確認できなかった。昨年10月の時点から半数以上の店舗が何らかの形で営業形態を変えたり廃業していることが判明し、非常に入れ替わりの激しい業界である実態が明らかとなった。

この55店舗と調査時点で新たに把握した40店舗と併せて、県内で有害役務営業に該当する可能性のある95店舗の営業を確認した。営業形態別に見ると、接触型の店舗が1店舗、飲食遊興型の店舗が94店舗で、鑑賞型、接待同伴型については確認されなかった。地域別では、神戸が50店舗、阪神南21店舗、阪神北8店舗、東播磨8店舗、中播磨7店舗、但馬1店舗でいずれも都市部に集中しており、北播磨、西播磨、丹波、淡路の地域では店舗は確認されていない。これらのうち、有害役務営業に該当する見込みの店舗については、接触型1店舗と飲食遊興型10店舗の11店舗となっており、いずれも神戸市中央区内で確認した。接触型の1店舗は、浴衣姿の若い女性が膝枕で耳かきを行っているものである。また、飲食遊興型の10店舗については、従業者が、ビキニ、下着、露出の大きいバニーガール姿といった著しく性的感情を刺激する衣服を着用しているものや青少年を連想させるセーラー服を着用しているものである。

続いて、無店舗型の営業についてであるが、インターネットの情報を元に現地調査を行ったが、いずれも現地には事務所や受付所といった関連施設は確認できなかった。

最後に青少年の雇用状況等についてであるが、現在は条例が施行前であることから、労働基準法等他の法令の規定に反しない範囲で青少年の雇用が可能ではあるものの、今回調査した95店舗については、概ね営業者による自主規制が浸透しており一部のメイド喫茶を除いては18歳未満の青少年の雇用は行われていなかった。

有害役務営業に該当する見込みの11店舗についても、調査に協力いただけなかった1店舗を除いては、自主規制により青少年の雇用はされていなかった。

また、従業者名簿についても多くの店舗で備付けられており、雇用の際には身分証明書等で年齢確認が行われていることが判明した。青少年の立入についても自主規制が行われており、1店舗では青少年立入禁止掲示もされていた。

以上が県内の有害役務営業に係る実態調査の結果であるが、説明したとおり入れ替わりの激しい業界であり、今回の調査では有害役務営業に該当しないと判断された店舗についても、従業者の衣服や広告宣伝等の内容が変われば該当してくる可能性があるため、今後も引き続き実態調査を実施し、動向の把握に努めて参りたいと考えている。

(部会長)

事務局から県内の実態調査について説明をいただいたが、質問、意見等があればお願いしたい。

(会長)

調査に協力しなかった店舗があったとのことであるが、拒否した理由を教えてください。

(事務局)

条例の施行は10月1日であり、調査は店側の任意の協力を元に実施したものである。

店の営業者や従業者の方と接触しているが、立ち入った調査まではできていない。協力いただけなかった店舗については、条例施行後にきっちり立入をして実態が明らかになるようにしたいと考えている。

(部会長)

まだ条例が施行されていないので強制力を伴う立入はできないということであろう。

ただ、多くの店舗が自主的に青少年の雇用や立入を規制しているということであった。

(委員)

従業者名簿については、紙として保存されているものが多いのか、それともデータとして保存されているものが多いのか。

(事務局)

従業者名簿については、多くの店舗で紙ベースで住民票等の書類も併せて備付けられているのを確認した。

(部会長)

住民票や運転免許証等でしっかりと確認がなされているということか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

条例の趣旨からしてそういった措置が望ましいが、個人情報等の観点からどのような実態なのかと思い質問した。

(部会長)

他に質問、意見はあるか。

(委員)

こういった営業以外でも「パパ活」といったものを良く聞くが、個人がお金を払って子どもと一緒に食事に行くとかそういったことは対象外で考えるのか。

(部会長)

パパ活とはどういった事を言うのか。

(委員)

おそらく店舗等を通さずSNS等で個人でやり取りをする形態のものかと思う。

無店舗型に近いが、間に搾取する者がいない。営業とは言えないので条例からは除外ということになるのか。

(事務局)

委員が仰るとおり、条例は営業者が青少年を売り物にして様々なサービスを提供させる形のもの規制対象としている。

青少年自身が、収入を得るためにSNS等で個人を募集して援助交際のような行為を行うという実態は把握しているが、青少年愛護条例で規制することは難しいと考えている。

(部会長)

無店舗型の営業については対象となるが、女子高校生が個人でそういうことをやっているとしたら規制の対象にはならないということか。

(事務局)

条例の規制対象とするより、そういったことをしないようにという意識啓発の部分で対応すべきものと考えている。

(部会長)

他に質問、意見はあるか。

[質問、意見なし。]

それでは、調査を受けて今後どういう規制とするのか、事務局の方から施行規則の改正案について説明をお願いします。

## ②青少年愛護条例施行規則改正案について（協議）

(事務局)

先程も説明したとおり、接触型、鑑賞型、接待同伴型の3形態については、従業者の着用する衣服等に関わらず全てを規制対象としており、今回規則で定める事項はない。

飲食遊興型の営業については、従業者が着用する衣服や広告宣伝等に使用する文字等を規則で定め、有害性の高いものについて限定して規制をすることとしている。具体的な規則委任事項については、改正条例第2条第9号に定めており、

- ・客に接する業務に従事する者が著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるものを着用するもの
- ・客に接する業務に従事する者が青少年が客に接する業務に従事していることを連想させ

る衣服として規則で定めるものを着用するもの

- ・青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業の場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの

と記載されている。

また、条例では、有害役務営業を営む者に対し従業者名簿の備付けを義務付けており、名簿への記載事項についても規則委任事項となっている。

まず、「著しく性的感情を刺激する衣服として規則で定めるもの」についてであるが、規制対象とする衣服は、通常街頭でそれのみで着用することが考え難いものとして、ビキニ、下着、露出が著しく大きい衣服、性的な部位に特別なデザインが施され強調されている衣服等を想定している。

規則案は、「陰部、でん部若しくは胸部が強調され又はこれらの一部が露出される意匠の水着、下着その他の衣服であって、当該強調され又は露出されている部分を客が見ることができるもの」としている。これにより、ビキニ等の水着や下着、露出が多く胸部が強調されたデザインの衣服やでん部が強調されたTバック等を規制対象としたいと考えている。

水着や下着の中には通常街頭で着用する衣服と相違ないものや、性的な部位が強調されたりその一部が露出しているとは言い難いものもあり、そういったものは規制対象とはならない。

また、タンクトップにショートパンツといったチアガール風の衣服や露出の少ないメイド服等を着用する営業を確認しているが、こういったものも、性的な部位が強調されたりその一部が露出されているとは言えないことから規制対象とはならない。ただし、これらの衣服についても、露出が大きいものや性的な部位を強調するデザインのものであれば規制対象となる。

続いて「青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるもの」についてであるが、これは、学生服等を着用して接客を行うものを想定している。

学生服自体は性的感情を刺激するものではないが、青少年がサービスを行うということを客に期待させ、青少年の性を売り物にしているという観点から見過ごすことができないものである。

規則案は、まず1つ目として実際に学生が着用する制服等についてであり、「学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校において児童、生徒又は学生に着用を義務付け、又は推奨する制服、体操服又は水着」としている。

学校教育法第1条では、学校とは幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校と定められている。青少年愛護条例の保護対象は18歳未満の者であることから、大学については対象から外すこととする。

専修学校とは、職業若しくは実際生活に必要な者を育成し又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う学校で、いわゆる専門学校と呼ばれるものが該当する。専修学校の高等課程は、中学校や義務教育学校を卒業した者を対象としており、18歳未満の青少年

が在籍することとなる。専修学校の中には制服を採用しているところがあり、見た目も通常の高等学校の制服と変わらないものである。

次に各種学校についてであるが、これは学校教育に類する教育を行う学校で、予備校や朝鮮学校等がある。県内では宝塚音楽学校も各種学校に区分される。これらの各種学校で採用されている制服も青少年を連想させるものといえると考えている。

これらの学校で着用を義務付けられたり推奨されたりしている制服、体操服、水着を着用して接客を行う営業は、青少年の性を売り物にするJKビジネスそのものといえることから、規制対象とする。なお、兵庫県内においてこの様な実際の制服等を着用して接客を行う営業は確認されていない。

2つ目は学生服のレプリカを規制しようとするものである。県内でもいわゆるコスプレでセーラー服を着用して接客する営業を確認している。レプリカに関しては、どこまでを規制範囲とするのか非常に難しいところであるが、レプリカであっても女子高校生を連想させるものであれば青少年の性を売り物にしているJKビジネスであることに違いはないと考えている。

規則案は、「実際の制服等と誤認されるおそれのある衣服」としている。「誤認されるおそれがある」ものであることから、レプリカの中でも通常学校で使用される制服等に類似しているものが対象となるが、アニメのキャラクターを真似たものやパーティーグッズ等、一目見て偽物と分かるようなものは規制対象外となる。

また、学校で指定、推奨されている衣服についても制服、体操服、水着以外のもの、例えば部活のユニフォーム等は一般的に着用されている競技用のものと相違がないことから、青少年を連想させるとは言い難いため規制対象外となる。

続いて「青少年が客に接する業務に従事していることを明示し又は連想させる文字、数字その他の記号」についてであるが、これについては、東京都が条例で既に指定しているものに加え、県内の実態調査で実際に確認したクラス、参観日、授業参観の3つを加えて指定したいと考えている。さらに、これらに類するものについては知事が告示により追加指定できることとし、迅速に対応したいと考えている。

広告宣伝には、店の看板、チラシといったものだけでなく、インターネットのホームページなども含まれる。なお、これらの文字等を平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の表示や当て字によって同一に呼称するものについても規制の対象とする。

今後、規制を逃れるために類似しない文字等を使用する場合も考えられるが、条例施行後も継続して調査を行い、新たに指定すべき文字等を確認した場合は規則改正により追加指定することとする。

続いて、「青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる映像、写真又は絵」については、先程説明した青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服、及びそれを着用した人の姿態を表すものとする。つまり、本物、レプリカに関わらず学生服等の写真や絵、それらを着用した人の写真や絵を広告宣伝等に使用している場合は規制対象となる。なお、実際に三宮界限でもそういった看板等が確認されている。

次に、従業者名簿の記載事項についてであるが、基本的な事項として氏名、生年月日、住

所及び性別について身分証明書で確認したうえでの記載を義務付ける。また、従業者となった年月日及び従業者でなくなった年月日の記載を義務付け、従業者であった期間中に18歳未満であったか否か確認できるようにする。更に、従事する業務の内容についても記載を義務付け、その者がどういう業務に従事するのかを確認できるようにする。

従業者名簿については、退職した日から3年間の保存を義務付けることで、過去の状況についても確認できるようにする。

最後に他都府県の飲食遊興型営業に対する規制状況について説明する。

まず、愛知県については、青少年保護育成条例を平成27年1月1日に改正施行している。愛知県の条例では、規制対象とする営業を、「客の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した姿態又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの」としている。

東京都については、JKビジネスの規制に特化した特定異性接客営業等の規制に関する条例を平成29年7月1日に施行している。東京都の条例では、学校指定の生徒制服若しくは体操服を着用するものと、水着、下着を着用するものを規制対象としている。

大阪府は青少年健全育成条例を改正し、本年7月1日に施行している。大阪府の規制対象は、「水着、下着その他肌の露出部分が著しく大きい服装をさせ、又は着衣内の下着を客が見ることができるような姿態をさせるもの」となっており、学生服は対象となっていない。

神奈川県は青少年保護育成条例を改正し、本県と同じ10月1日に施行予定となっている。神奈川県の条例では、従業者に「水着を着用した姿その他身体の輪郭が強調されている姿」をさせるもの、「下着又は身体のうち通常下着に覆われている部分を容易に視認し、又は透視することができる姿」をさせるもの、及び学校指定、推奨の衣服を着用するものについて規制対象している。

他都府県では、学生服のレプリカを着用するものまで規制対象としていないが、本県ではレプリカも含め、性的感情を著しく刺激する衣服を着用するもの、青少年を連想させる衣服を着用するもの、広告宣伝等に青少年を連想させる文字等を使用するもの、この3つを規制対象とすることで、規制すべき営業をカバーできるものと考えている。

規則案についての説明は以上である。

(部会長)

今説明があったとおり、飲食遊興型の有害役務営業については、従業者が着用する衣服や広告宣伝で使用する文字について、明確に規則で定めて規制対象を絞る必要があるとのことであった。

事務局から、「著しく性的感情を刺激する衣服」「青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服」「青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる文字等」についての案が示されたが、事務局案に対しての委員の皆様の意見を伺う。

(委員)

東京都が露出の大きい衣服を規制対象外にしている理由、大阪府が学生服を規制対象外にしている理由について、分かれば教えていただきたい。



(事務局)

大阪府の審議会においては、学生服はそもそも性的感情を刺激するものではないという議論があり、対象から外したと聞いている。

東京都においては、対象を水着、下着に限定しており、露出という観点よりも衣服の種類として限定している。東京都条例は公安委員会が所管する条例なので、取締りの観点から、可能な限り明確性を持たせたものとしていると考えられる。

(部会長)

東京都条例が明確性の観点から規制対象を水着、下着に限定しているとのことであるが、兵庫県の規則案は露出が大きい衣服について、規制対象か否か明確な基準は設けているのか。

(事務局)

条文上、どう表現すれば明確であるのかを考えてこの文言としている。

(委員)

条文に「露出が大きい衣服」とだけ記載しているわけではなく、明確性を持たせた表現にしているというのか。

(事務局)

そのとおりである。

(部会長)

他に質問等はあるか。

(委員)

兵庫県の条例で兵庫県内に店舗があった場合は規制対象となるのは分かるが、例えば無店舗型の場合、実態が兵庫県にあるのか大阪府にあるのか分からない場合はどうなるのか。

尼崎など、大阪との境界に近いところでは問題となり得る。

(事務局)

例えば大阪府に事務所がある無店舗型の営業であっても、兵庫県内で客と接しサービスを行う場合であれば兵庫県の条例が適用できるが、大阪府に事務所を有する営業で兵庫県の青少年を雇用し、大阪府内でサービスを行う場合は兵庫県条例は適用できない。

(委員)

営業が何処で行われているのかは、営業の実態がどこかが問題となる。事務所が大阪にあってサービスが兵庫県で行われていた場合、どちらで営業しているのか、その事案を見ての

解釈になるかと思う。

実際に営業がされているところの条例が適用されることとなろう。

(委員)

おそらく論点としては学生服のレプリカのところになってくると思う。

規則案では、「実際の制服と誤認されるおそれのある衣服」と定義しているが、ブレザー・スーツのような制服であれば、一般的な衣服と境目がないようなデザインのものがある。そのあたりの区分みたいなものは、どの様に考えているのか。

(事務局)

誤認されるおそれのあるというところで、実在する制服で類似するものがあるというところが一つの根拠となるかと考えている。

(委員)

典型的な制服に類似するものであれば分かるが、学生服もデザインが多様になっており、例えばポロシャツなど一般的な衣服と区別がつきにくい場合がある。その場合、この条例で取り締まりが可能なかどうか、あまりに範囲を広げ過ぎていると解釈される可能性があるのではないか。

(事務局)

はっきりと線を引くことは難しいが、現在確認されている営業はこの範疇に収まっており、案として出させていただいたものでカバーできていると考えている。

今後も情報を収集し、範疇を超えるものが出てきた場合は新たな規制を考えていく。

(委員)

制服という言葉が一人歩きしても意味がない。あくまで社会通念として青少年を連想させるかどうかの問題ではないか。例えば先程話に出たポロシャツといった衣服は、青少年を連想させるものであるとはいえない。

こういう話をする場合、過度に広範な規制かどうか、明確かどうかという2つの論点がある。明確性については、事務局が提案した以上のものは日本語としては難しいかと思う。過度に広範な規制かどうかということについては、日本では条例そのものを裁判で審査することはできないので、取締りの運用で対応すべき問題ではないか。牽制の意味では案の文言で良いのではないかと思う。

(部会長)

レプリカで営業する店が実際に出てきたときにどう判断するか、その衣服が規制対象となるか否かの判断は難しいところだと思う。

(委員)

レプリカという言葉は例として挙げているだけで、「誤認されるおそれのある衣服」という定義であるので、運用で対応していくこととなろう。

(部会長)

広告宣伝等で使用される文言等に関することについて意見等はあるか。

「公立」があるなら、「県立」は必要ないのかなと感じる。

(委員)

「私立〇〇学園」といったものは実際に考えられる。

「公立」というのは実際にどうか。そもそも公立のそういった店はあり得ないが。

(部会長)

必要でないものは減らす必要もあるかも知れない。

(委員)

「先生」という言葉は少し厳しいかなと感じる。先生そのものは青少年ではない。

ただし、客側が先生的にという営業が考えられるので、やはり必要か。

(事務局)

東京都では現地調査を行って、実際にこういった営業で使用されていたものを指定していると聞いている。

(部会長)

これらの言葉を使用してはいけないというわけではなく、使用する場合は青少年を雇用したり店に立入らせたりしてはいけないという解釈でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

これらの文字等を使用して営業する場合、青少年を関わらせてはいけないという規制をかける。営業そのものを禁止するわけではない。

(委員)

「スク水」などは新しい言葉かと思う。時代によって言葉が生まれ変わるので、今後も調査を継続して実態把握に努める必要があるかと思う。

(委員)

非常に細かい話になるが、以前、三宮に学校給食を模したような居酒屋があった。おそら

く「〇年〇組」といったような店名であったと思う。要するに昔の給食を思い出すような食事を提供する居酒屋であった。

こういった営業の場合、異性を対象としていないことで規制対象とならないと考えて良いか。

(事務局)

そのとおりである。条例規制の対象は、「専ら異性の客に接するもの」であることから、対象とならない。

(委員)

店の従業員が女性ばかりである場合は、話が変わってくるということか。

(事務局)

条例上規制対象となるのは、専ら異性を対象にサービスを行うものである。例えば、従業員が女性ばかりであっても、男性の客も女性の客も出入りする様なところであれば、規制対象からは外れることとなる。

(委員)

条例上、青少年でない者がこういう服装で働くことが処罰対象とならないとなれば、営業者の中には、同じ店舗内で青少年にはこういう服装をさせず、それ以外の者にこういう服装をさせるというケースも考えられる。

それを立入調査等で実際に働いている時間帯に、従業員一人一人を青少年か否か見分けることは難しいかと思う。実際に取締りの観点からいうと、実行性は確保しにくいのではないか。

そうすると、飲食遊興型においても、服装による限定をなくすという方法もある。ただし、そこまですると憲法上の問題が出てくるかも知れない。

(事務局)

飲食遊興型の営業全てを条例規制対象とするのは行き過ぎであると考えている。

ただし、現在規制対象でない営業であっても、従業員の衣服が変わるだけで対象となるので、規制対象となる可能性のある営業に対しては、今後も啓発を兼ねた調査を行い、実態把握を行う必要があると考えている。

(委員)

青少年が消費者の場合とサービスの提供側である場合とでは、取締りの困難性は大きく異なる。有害図書のケースで言えば、年齢確認をすれば済む話であるが、青少年がサービスの提供をしている場合、客側は「高校生なら帰りなさい。」とは言わない。そもそも17歳と18歳の見分けなどつかない。

ここでは仕方がないにしても、罰則を重くする等、青少年を使用した場合の不利益を大きくしないと現実的には難しいかと思う。

(部会長)

一番の規制対象は、接触型、鑑賞型、接待同伴型であるが、実際に多いのは飲食遊興型であり、やはりそこも愛護条例の中で保護すべきものであるかと思う。

飲食遊興型は、従業者の服装や広告宣伝等の文言等で規制対象を絞っていくということであるが、定期的に調査を行い実態把握に努めていただきたい。

(委員)

悪質な営業に対しては不利益を大きくすべきで、行政罰についても積極的に検討していただきたい。

(委員)

調査の結果を見て、思っていた以上に少ないなという印象を受けた。

あと、実際に規制をするときに、無店舗の営業というのは非常に難しいと感じた。

飲食遊興型で規制対象とする衣服については、ある程度広めに設定しておき、摘発のときに判断する、あるいは、巡回で回ったときに指導をするという方法が良いかと思う。

罰則についても飲酒運転同様、厳しく設定した方が良い。

(事務局)

罰則については、条例の他の違反行為と均衡を保つように設定している。例えば、青少年を客に接する業務に従事させた場合は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金としている。

この罰則で抑止力になるのかという議論はあるが、条例内や他法令の罰則を勘案するところの程度となる。

実際にこういった店で青少年を働かせ、更に性的な被害を受ける事態となった場合は、別の法律が適用されることとなる。

条例では、立入調査の規定も設けているので、実態把握に努め、営業者には条例の規定をしっかりと守ってもらい、被害の未然防止に努めていきたいと考えている。

(委員)

調査は誰がどのくらいの頻度で実施するのか。

(事務局)

県では、青少年愛護活動推進員を県内10県民局にそれぞれ1名、青少年課に2名配置している。

この青少年愛護活動推進員を中心に所轄警察署と連携して、1年に1度の調査を実施することとしている。

(委員)

調査については、定期的に行うことなく抜き打ちで行った方が効果があるのではないかと  
思う。

(委員)

直接店舗の見回りを行うだけでなく、例えばサイバー補導等で自撮りの勧誘等について  
も監視を行っているのか。

(事務局)

サイバー補導については警察が行っている。

(委員)

こういった営業はどんどん変わっていくもので、3年ほど前に東京の秋葉原で「JKお散歩」  
などが話題となったのが最初で、今は色んな形態が生まれている。

服装についても言葉や記号についても今後も追加なり見直しなりが必要となってくるか  
と思う。

(部会長)

他に意見等はあるか。

(幹事)

「著しく性的感情を刺激する衣服」について、愛知県や神奈川県条例では、「着衣内の  
下着が見える」とか「透視できる」様な場合も規制対象としているが、兵庫県も同様に、「当  
該強調され又は露出されている部分を客が見ることができるもの」という書きぶりからする  
と、たとえ露出されていなくても水着等の上に1枚透けているような服を着ている場合でも  
該当すると捉えているのか。

また、「陰部が強調・陰部の一部が露出」している衣服の例としてハイレグを上げている  
が、法律上「陰部」というのは性器部分を想定していると思われるので、ハイレグのように  
性器は覆われているけれども足の付け根が殊更に露出している場合で「陰部が強調・陰部の  
一部が露出」というのは若干どうなのかという印象がある。ただし、ハイレグをどう表現す  
るのかというとなかなか難しいので、こういった書きぶりにせざるを得ないかも知れない。

あと、学生服のレプリカのところについては、「誤認されるおそれのある衣服」という以  
外の書き方は日本語の表現として難しいかと思う。ただ、委員の方々が仰っていたように、  
案の文言だと、青少年を連想させる衣服とはいえないポロシャツといったものでも規制対象  
となるように読める。その点については、取締側の現場の実務で対応せざるを得ないのかと  
感じた。

(事務局)

まず、透けて見える場合ですが、実態調査の中でも下着の上に薄いネグリジェを羽織って下着が透けて見える状態の営業を確認しており、こういったものも含めて「当該強調され又は露出される部分を客が見ることができるもの」という条文で規制できると考えている。

(委員)

要するに、愛知や神奈川同様にカバーすることを想定しているということであるが、先程の指摘は、それであれば日本語としてすぐわないということであろう。

(幹事)

個人としては、愛知や神奈川同様に規制対象としていると判断するが、愛知や神奈川のように明記していないのでその解釈で正しいかどうかを聞いたかった。

(委員)

露出という言葉が、透けて見えることを含むのか、日本語としてどうかということだと思う。

(幹事)

客が見ることができるものとする、確かにネグリジェ越しでも露出されたものを見ることができるので、おそらく該当するという観点で作られているのであろう。

(委員)

私も、愛知、神奈川同様に「透けて見える」という文言を並列で書いた方が良いかと思う。

(部会長)

露出という言葉を用いたときに、直接見えるか透けて見えるかに関わらず、見えていることを露出と考えることもできる。しかし、何も身につけていないことが露出であるとする、透けて見える場合は露出に当たらない可能性がある。

今の議論は、愛知や神奈川の条例のように、もう少し説明を加えれば、透けて見える場合も明確に規制対象とすることができるのではないかということであるが、他の委員の意見はいかがか。

(委員)

「透視することができる」という文言は分かり易い。

(委員)

「透視」は、特殊能力のようにも解釈できる。

「透けて見える」というのはどうか。

(部会長)

実際に露出と同じ状態に見える場合は、ビニールであろうが薄い布であろうが規制対象とすべきであるので、それに相応しい言葉を選ぶ必要がある。

(委員)

「着衣内の下着を客が見ることできる」というのは正確ではある。おそらくシースルーの衣装みたいなものを想定しているのかと。

(部会長)

兵庫県の条文は、身体の特定の部分が見えることを強調しており姿勢という観点はない。露出という概念は、透明のビニールの衣服で中の下着が見える、薄いベールの衣服で中の下着が透けて見えるという場合も含まれるのかを考えなければいけない。

個人的には、見えているのであれば露出であると考ええる。

(事務局)

県としては、案として出させていただいた書きぶりで透けて見える場合もカバーできていると考えている。

強調されたり露出されてたりしている部分を見ることが出来る場合は規制対象となるわけで、そこに直接とか透視だとかの限定は付していない。

(幹事)

兵庫県の見解で問題ないかと思う。ただ、他府県が明記しているにも関わらず、兵庫県が明記しないとすると議論が生まれる可能性はある。

(委員)

今議論が生まれた以上は、言葉を書き足せば良い話であるので対応していただければと思う。このままだと今後も同様の議論が生まれる可能性がある。

日本語としてこれ以上の表現がないというところではない。

(部会長)

「透けて見える」という文言を使用できるのであれば、それを足していただければと思う。

(事務局)

いただいた意見をもう一度内部で検討する。

(部会長)

それでは次に、ハイレグに関する意見についてはどうか。



(事務局)

県としては、ハイレグというデザインの服は陰部が強調されていると考えている。

陰部という言葉が、法律上性器のみを指し、ハイレグの衣服を規制対象とする場合に相応しくないということであれば、考え直さなければならない。

(委員)

ハイレグは決して陰部を強調するものではないので難しいところかと思う。

(部会長)

ハイレグは基本的には足を長く見せるものであり、陰部を強調するものではない。

(委員)

東京都や大阪府は水着全般が駄目という様な書きぶりか。

(事務局)

性的好奇心をそそるということが大前提となっている。単なる水着ではなく、性的好奇心をそそる水着ということである。

(委員)

兵庫県としては、それだけだと限定が甘いという理解で陰部、でん部、胸部という表現が付いたということか。

(事務局)

可能な限り具体的な表現としたいと考えている。

(幹事)

ハイレグを想定した場合、相応しい文言が思い浮かばないので仕方がないかと思う。

(部会長)

次に、レプリカについての「誤認されるおそれ」という点についてはどうか。

(幹事)

これは、どうしても曖昧な解釈となる文言になってしまうことは仕方がないであろう。取り締まる側が実務で厳格に対応する必要があるのかと思う。

(部会長)

概ね議論が出尽くしたところであるが、透けて見える場合の対応については兵庫県への宿

題として、規則案について承認することとしてよいか。

(委員)

異議なし。

(部会長)

事務局にお返しする前に1点申し上げる。

青少年愛護条例では、18歳未満の者を青少年として保護対象としているが、高校生でも18歳以上の者は普通に存在する。JKビジネスを規制するにも関わらず、高校生の一部を保護対象としないことになる。本当にそれで良いのかと感じている。

これは本日の議論ではないが、今後検討すべきことであると思う。

それでは、事務局にお返しする。

○閉会あいさつ（兵庫県企画県民部女性青少年局長 大久保和代）

本日は、2時間に渡り多くのご意見をいただき、感謝申し上げます。

最後に部会長からいただいた意見については、民法改正により成人年齢が18歳となる議論等を交えながら考えるべきかと思う。

今回の規則改正に当たっては、内部でも多くの議論をしてきたが、そこでは気付かなかった点を多くご指摘いただいた。

本日の議論を踏まえ、より実効性のあるものとしてきたいと考えている。